

**令和6年度高松魅力発見プロジェクト
マップ編集等業務委託に係る
提案公募 実施要領**

高松市教育委員会 学校教育課

令和6年6月

令和6年度高松魅力発見プロジェクト マップ編集等業務委託に係る提案公募実施要領

1 目的

本委託事業では、本市における、地域の歴史や自然、伝統文化、アート、防災、人権等の視点からみたおすすめスポットなどを、児童生徒やその家庭、学校に広く情報発信するためのホームページやポスターの作成を目的とする。ホームページに掲載された情報をもとに、児童生徒や保護者、各学校の教職員が「行ってみたい場所」「体験してみたいこと」「調べてみたいこと」を見つけ、学校教育や家庭教育において、子どもたちが本市の魅力について学ぶ体験型の学習が活性化し、子どものシビックプライド醸成につながることを目指す。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

令和6年度高松魅力発見プロジェクト マップ編集等業務委託

(2) 業務内容

令和6年度高松魅力発見プロジェクト マップ編集等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

(4) 提案上限額

1,983,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、最終的な実施内容及び契約金額については、本市と調整した上で決定することとする。

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、参加表明書提出期限から契約締結までの全期間にわたって次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 令和5年～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿において、業種「情報・通信」及び営業業種「ホームページ作成・管理」に登録されているものであること。
- (3) 高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（令和5年1月1日施行）第3条第3項に規定する「市内企業」であること。

- (4) 高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の開始がなされていないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（該当候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員等の統制の下にある者
 - オ 参加表明書の提出時点において、国又は市区町村税の滞納がある者

4 業者選定スケジュール（一部、予定）

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和 6 年 6 月 4 日（火）
参加表明書等の提出期間	令和 6 年 6 月 4 日（火）～10 日（月）午後 5 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 6 月 11 日（火） FAX で同日通知するとともに普通郵便で郵送
提案公募に関する質問受付期間	令和 6 年 6 月 4 日（火）～13 日（木）正午 電子メールで送付及び到着確認の電話連絡
企画提案書等の提出期間	令和 6 年 6 月 17 日（月）～24 日（月）午後 5 時まで必着
提案評価通過者の決定及び選定結果の通知	令和 6 年 7 月初旬（予定）
見積徴取の実施	令和 6 年 7 月初旬（予定）

5 提案公募関係資料の公表

(1) 配布資料【提出書類：様式第1～5号（詳細は後述）】

- ア 提案公募要領（本書）
- イ 仕様書
- ウ 参加表明書（様式第1号）
- エ 質問票（様式第2号）
- オ 企画提案書（様式第3号）
- カ 業務実績書（様式第4号）
- キ 価格提案書（様式第5号）
- ク 辞退届（様式第6号）

(2) 交付方法

高松市教育局学校教育課ホームページ（高松市ホームページ「もっと高松」内）上からのダウンロードによる。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/gakko.html>

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及び添付書類を提出すること。なお、イ及びウはいずれも令和6年4月1日以降に発行されたものに限る。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 法人税並びに消費税及び地方消費税に未納税額がない旨の証明書（写し可）
（個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額がない旨の証明書）
- ウ 高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可）

(2) 提出部数

各1部

(3) 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

- ア 提出方法：郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）又は持参（持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで）。
- イ 提出先：高松市教育委員会学校教育課（担当：川城、高木）
〒761-8571 高松市番一丁目8番15号
- ウ 提出期限：令和6年6月10日（月）午後5時（必着）
提出期限までに到着したものに限り受理する。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格について令和6年6月11日(火)にFAXで通知するとともに、普通郵便で郵送する。参加資格者として該当しなかった者には、その理由(非該当理由)を通知する。

(5) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定された業者が1者以上ある場合、本提案公募は成立するものとする。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

本提案公募に関する質問がある場合は、質問票(様式第2号)を電子メールで高松市教育委員会学校教育課(MAIL:gakkyo@city.takamatsu.lg.jp)に提出し、電話(087-839-2616)にて受付の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和6年6月4日(火)から令和6年6月13日(木)正午まで

(3) 質問に対する回答

質問票の受領後、速やかに質問票提出者に電子メールで回答し、質問及び回答の全件を6月14日(金)から企画提案書等の提出期限までの間(初日に限り、16時までに掲示開始)、高松市教育委員会学校教育課ホームページ(高松市ホームページ「もっと高松」内)に、掲示することとする。

なお、本要領で指定する質問方法によらないものに対しては回答自体を行わないものとし、また、質問に対する回答への問合せ申立て等は一切受け付けないこととする。

(4) その他

質問及びこれに対する回答が、閲覧に供された場合は、これを熟知の上、提案公募に参加すること。

8 企画提案書等の提出

「6参加表明書等の提出(4)参加資格審査結果の通知」において、参加資格を有する旨の通知があった者は、期限までに次の(1)～(4)の書類等を提出すること。

(1) 企画提案書(様式第3号)

(2) 企画書(様式任意)

仕様書及び、選定評価基準を参照の上、業務実施に当たっての考え方や実施運営体制、子どもの興味関心の醸成につながる工夫、実施スケジュール等を提案すること。

ア 原則として、A4判の用紙(向きは縦・横自由)を用いること。

- イ 文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。
- ウ 両面印刷で合計6ページ以内（表紙・目次を除く）とし、印刷の色はカラー、白黒を問わない。
- エ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。
- オ 業務提案書に内容を補足する写真を挿入する場合、審査に影響を及ぼすと思われる写真について、イメージ写真を使用する場合（例えばインターネット等から取ったイメージ写真を使う場合など）は、イメージ写真であることを明記すること。また、実際に予定している内容と規模やサイズ等が明らかに異なるなど、審査者に誤解を及ぼすような写真を使わないこと。
- カ 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は、一切認めない。

(3) 業務実績書（様式第4号）

記載した内容が客観的に把握できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。実績がない場合は、該当がない旨を記載し提出すること。

(4) 価格提案書(様式第5号)

ア 価格提案書には総額（税抜）を記載する。

イ 押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない価格提案書を提出する場合は、価格提案書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者（事務を担当する部門の者）の部署名及び氏名をフルネームで記載し、連絡先として電話番号を記載する。なお、この記載がなく、押印もない場合は無効となる。また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

(5) 提出方法等

ア 提出方法：郵送（一般書留又は簡易書留に限る）又は持参（持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで）。

イ 提出先：高松市教育委員会学校教育課（担当：川城、高木）

〒761-8571 高松市番町一丁目8番15号

ウ 提出期間：令和6年6月17日（月）から令和6年6月24日（月）午後5時まで（必着）

9 選定評価基準

企画提案書等の審査における選定基準は、以下のとおりとする。

項目		主な評価の観点	評価点	加重	合計
ホームページの作成に関すること	トップページの構成	デザイン性の高い構成が提案されているか。	1	× 2	10
	デジタルマップのデザイン性	「高松まるっとマップ」の全体図について、デザイン性の高いものが提案されているか。	1	× 2	
	特集ページの構成	「高松校外学習プラン」の特集ページについて、見易く分かり易い構成が提案されているか。	1	× 2	
	ユーザーのアカウント登録等	アカウント登録からマイページの取得、情報発信の方法等について、具体的な内容が提案されているか	1	× 2	
	その他	構成やデザイン、機能について、小中学生の興味をひくような独自の提案がされているか。	1	× 2	
ホームページの管理運営に関すること	情報の更新や管理	市職員が、情報の更新や管理を容易に行える方法について具体的に提案されているか。	1	× 2	7
	セキュリティ	システム停止や障害、アカウントの乗っ取りなどの発生を防ぐ手立てが、具体的に提案されているか。	1	× 2	
	バックアップ	バックアップについて具体的に提案されているか。	1	× 1	
	アクセスログ	アクセスログの取得機能について具体的に提案されているか。	1	× 1	
	その他	その他、管理運営に必要な機能やシステム等について、独自の提案がされているか。	1	× 1	
ポスターの制作に関すること		大まかな構成について、デザイン性の高いものが提案されているか。	1	× 1	1
その他	業務実績	これまでに、ホームページの作成に関する事業に関わったことがあるか	1	× 1	6
	マネジメント	統括責任者や技術者、取材や撮影に必要な人材等が確保され、適切な職務分担によって、ホームページやポスターの作成を円滑に行えるチームが構成されているか。	1	× 2	
	スケジュール	仕様書の内容に則ったスケジュールが提案されているか。	1	1	
	価格	適正な価格が提案されているか。	1	× 2	
合 計					24

10 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 上記9に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定する。
なお、審査は非公開とする。
- (2) 選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知する。
- (3) 選定にあたっての留意事項
応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、選定結果が次点のものから順に繰り上げて契約交渉の相手とする。
 - ア 選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為
その他更正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
 - イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
 - オ 参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - カ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合
 - ク 契約締結日までに指名停止となった場合
- (4) 契約に係る見積徴取
提案評価の最も高かった企業提案者と契約の交渉を行う。
この時、契約金額に係る見積徴取を行うため、当該企画提案者は速やかに契約に係る見積書等を提出し、協議を行うこととする。

11 業務委託契約

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約金額
契約金額は、見積徴取において決定する金額（企画提案において提出のあった価格提案書に記載された金額を上限とする。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- (3) 契約保証金
要する。ただし、高松市契約規則（昭和39年規則第36号）第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 委託料の支払条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払う。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 価格提案書（税抜）に 1.1 を乗じて得た数が上記 2(4)の提案上限額を超えている場合

13 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、本提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。この場合において、本公募参加者が損害を受けた場合においても、本市はその責任を負わないものとする。

14 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html)

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 周知事項

- (1) 高松市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる。

※同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保

に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

- (2) 「業務に関し不正又は不誠実な行為に該当する行為」を例示する告示の公表
平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を契約監理課ホームページで公表しているため、留意すること。

17 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出書類は、返却しない。